

第4章 健やかで心豊かに 暮らせるまち



深沢子育て支援センター内の様子

将来都市像

古都としての
風格を保ちながら、
生きる喜びと新しい魅力を
創造するまち

将来目標① 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

将来目標② 歴史を継承し、文化を創造するまち

将来目標③ 都市環境を保全・創造するまち

将来目標⑤ 安全で快適な生活が送れるまち

将来目標⑥ 活力ある暮らしやすいまち

将来目標④
第4章
健やかで心豊かに暮らせるまち

分野

施策の方針

(1) 健康福祉

- ① 地域生活の支援サービス
- ② 市民の健康と安心づくりの推進

(2) 子育て

- ① すべての子育て家庭への支援
- ② 子育て支援施設の整備

(3) 学校教育

- ① 安全・安心で開かれた学校づくり
- ② 教育内容・教育環境の充実
- ③ 学校施設の整備

(4) 青少年育成

- ① 青少年の育成・支援

(5) 生涯学習

- ① 多様な学習機会の提供と学習成果の活用
- ② 学習環境の整備・充実

(6) スポーツ・
レクリエーション

- ① 市民スポーツ・レクリエーションの推進
- ② スポーツ施設の整備

施策の方針 ①

地域生活の支援サービス

～だれもが健康で安心して生活を送ることができるまちをめざします～

施策を取り巻く状況

現状

核家族、ひとり暮らしなどの世帯が増加し、地域社会では相互扶助の意識・機能が低下しています。このことは、地域社会の活性化を阻害し、コミュニケーション機能を弱め、生活の場としての地域の質を低下させています。

高齢者や障害者をはじめすべての市民が、住み慣れた地域で安心して自立した生活をおくり、社会参加していけるように、地域の中で生活を支える多様な相談・支援体制の整備と必要なサービスを自らが選択できるような仕組みづくりを進めています。

成年後見^{※1}や虐待防止など高齢者や障害者の権利擁護の取組を始めています。

厳しい雇用情勢のなか、失業、派遣切りなどにより安定した生計を営むことが困難な世帯が増えています。

課題

- 支援を必要とする方のライフステージ^{※2}に応じた地域生活・支援体制の整備
- 必要な福祉サービスを、身近な場所で選択できるような仕組みづくり
- 高齢者や障害者の尊厳を守る取組の推進
- 高齢者や障害者の相談体制の充実
- 障害者の就労支援体制の充実
- 複雑化多様化する生活課題への対応

目標とすべきまちの姿

高齢者や障害児者をはじめ、支援を必要とするすべての市民のニーズに対応していけるようにすることにより、必要なサービスを身近な場所で選択できるような仕組みがつけられ、いつまでも健やかに暮らせる地域となります。

また、市民や市民活動団体などの積極的な参画、連携により、多様な地域生活支援サービスを提供しています。

主な取組

① 地域生活の支援サービス

保健・医療・福祉の連携をもとに、身近な地域でのサービス提供体制の確立や、施設の整備を図ります。高齢者、障害者のほか、地域で生活を営むうえで支援が必要なすべての市民の基本的な生活ニーズに対応した、各種の在宅福祉サービスの充実を図ります。地域によって異なるニーズの把握に努め、地域の実情に合ったサービスの充実を図ります。

② 人権の尊重に向けた啓発

成年後見や虐待防止など、高齢者や障害者の人権が尊重され、その権利が擁護される体制の整備や、周知・啓発活動に努めます。

③ 介護保険サービスの充実

居宅サービス、介護予防サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどの整備・充実を図るとともに、地域包括支援センター^{※3}の充実に努めます。

④ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者活動サービスや老人福祉センター活動の充実を図るとともに、シルバー人材センター、老人クラブの支援を継続します。

⑤ 障害者の地域生活を支える支援の充実

ライフステージの各段階で、住まいや働く場、活動の場など、必要な障害福祉サービスの提供体制と相談支援体制を確立します。障害者の就労支援を進め、障害者の自立と社会参加を推進します。

⑥ 障害児者のライフステージに応じた一貫した支援の推進

関係機関、事業所、関係団体等との連携により、障害児者のライフステージに応じた一貫した支援を継続的に推進します。

⑦ セーフティネット^{※4}の構築

市民が健康で安心して暮らせるよう、生活保護制度などのセーフティネットを整備します。

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市高齢者保健福祉計画

鎌倉市障害者基本計画

鎌倉市障害福祉サービス計画

※3 「地域包括支援センター」…高齢者が住みなれた地域でいきいきと生活していけるよう、様々な支援を行う地域介護の中核拠点。ここでは、保健師、社会福祉士、リーダー的なケアマネージャーなど、専門職を配置し、高齢者やその家族などの相談を受けたり「介護予防ケアマネジメント」を行う。鎌倉市内には、現在7箇所設置されており、住まいにより担当のセンターが決まっている。

※4 「セーフティネット」…病気・事故や失業などで困窮した場合に、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度。具体的には、健康保険、年金、失業保険、生活保護などの社会保障制度を指す。

施策の方針 ②

市民の健康と安心づくりの推進

～市民が主体的に健康づくりに取り組める環境の整備を進めます～

施策を取り巻く状況

現状

不適切な食生活や運動不足等により、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病の発症者が増えています。

有病者数が増加している生活習慣病の発症や進行を予防・改善することにより、健康寿命^{※1}を延ばして生活の質を維持することが、医療費の抑制の観点からもますます重要となっています。

育児不安等に悩む家庭が増えています。

若年や高年などのハイリスク妊婦が増えています。

ストレス社会の進行により、うつ病やアルコール依存症など心の病にかかる人が増えています。

東日本大震災をきっかけに、地震等に対応するための災害時医療体制の見直しに伴い、地域防災計画の改定にあわせて、災害時医療救護マニュアルを見直しています。

多様化するライフスタイル等により、本市の出生数はここ数年横ばい状態ですが、少子高齢社会がますます進んでいます。

国民皆保険制度のもと、健康で安心した生活が送れるよう、安定した国民健康保険の運営が求められています。

課題

- 生活習慣病の発症者の増加
- 市民の出生数の減少
- ライフステージに応じた健康づくり事業、相談事業等の充実
- 心の健康づくりの推進
- 災害時医療体制の整備
- 救急医療体制の充実
- 安定的な国民健康保険制度の推進

※1 「健康寿命」…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

目標とすべきまちの姿

健診事業や健康教育が充実し、市民一人ひとりが心身ともに健康な状態で豊かな生活を送り、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境が整備されています。

災害時の救護所の設置など、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるような体制が整備されています。

主な取組

① 市民の健康づくりの支援

すべての市民が、主体的かつ積極的に自らの健康づくりに取り組めるよう、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康診査の充実をはじめ、必要な保健福祉サービスの提供、スポーツ施策等との連携など、体系的な取組を進めます。

② 健診事業や健康教育の充実

生活習慣病防止のため、若年層に対する意識啓発や健診の受診率向上への取組、地域ごとの健康づくり事業や健康相談事業を充実させます。

③ 保健・医療・福祉サービスの利便性の向上

保健・医療・福祉サービスが利用しやすいように、相談窓口や広報の充実、手続きの簡素化、市民組織の活用、保健・福祉情報システムの整備などを図ります。また、ハイリスク妊婦や保護者の子育ての不安を解消するため、健康相談、家庭訪問等を積極的に進めます。

④ 心の健康づくりの推進

心の健康について関係機関等と連携を持ち、気軽に相談できる体制や情報提供などの適切なサービスが受けられる体制の充実に努め、いのちの大切さを伝えます。

⑤ 災害時の医療救護活動の充実

「鎌倉市地域防災計画」の改定にあわせ、救護所の設置など、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるよう、体制を整備します。

⑥ 医師会立産科診療所の運営の充実

市民が市内で安心して出産できるよう、「ティアラかまくら」への支援を行います。

⑦ 救急医療サービスの充実

救急医療サービスの情報提供や、休日夜間急患診療所の小児科医の確保に努めます。また、救急医療体制の充実を図ります。

⑧ 安定的な国民健康保険制度の推進

医療費の適正化を図るとともに、安定的な国民健康保険制度を推進します。

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市健康福祉プラン

鎌倉市地域防災計画

鎌倉食育推進計画

すべての子育て家庭への支援

～子育てを支援する環境づくりを推進します～

施策を取り巻く状況

現状

少子化と核家族化が進行し、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、家庭や地域での子育て力の低下が懸念されるなど、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

早期から発達などに特別な支援が必要な子どもが増加している現状があります。

育児放棄など虐待件数が増加傾向にあり、その背景として、育児不安等に悩む家庭が増加している現状があります。

課題

- 子育て家庭の多様化に対応する支援の充実
- 待機児童への対応
- 子育てに必要な情報の提供
- 地域全体としての子育て支援体制の確立
- 児童虐待予防、早期発見に向けた取組
- 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実

目標とすべきまちの姿

次代を担う子どもたちが健やかにのびのびと成長できるよう、子育て家庭への支援の充実が図られており、また、支援ネットワークを通じて、支援サービスに係る情報提供が積極的に行われています。

地域や関連機関との連携など、子育てに関する相談体制の充実が図られ、育児放棄や児童虐待は少なくなっています。

主な取組

① 子育て支援サービスの充実

多様化する子育てニーズに対応するため、各種相談事業や家庭訪問、小児医療費助成などを引き続き実施し、さまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。

② 待機児童対策の推進

民間施設の運営支援や、既存保育所との連携による家庭的保育の充実など、待機児童対策を推進します。

③ 子育て支援情報の提供

現在子育てを行っている家庭や、これから子育てを始める人たちに必要とされる情報の把握に努め、子育て支援情報の積極的な提供を行います。

④ 協働による子育て支援ネットワークの整備

子育て家庭に対する、市民やNPOとの協働による子育て支援のネットワークづくりを進めます

⑤ 関連機関との連携による発達支援システムネットワークの推進

発達に特別な支援が必要な子どもの相談、早期発見及び早期からの支援を、保健、医療、福祉、教育などと連携をとりながら実施します。



深沢子育て支援センター内の様子

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市次世代育成きらきらプラン

(仮称) 鎌倉市子ども・子育て支援事業計画

鎌倉市立保育園の民営化計画

鎌倉市子どもの家運営指針

子育て支援施設の整備

～子育て環境の充実を図るため子育て支援施設の整備を推進します～

施策を取り巻く状況

現状

次代を担うすべての子どもたちが健やかに育つように、地域の子どもたちや子育て中の親子が集まり、自由に遊べる施設の整備が求められています。

現在の経済情勢や共働き世帯等の増加により、家庭での保育が困難な児童が増加しており、保育の需要が高くなっています。また、就学後の子どもの家(学童保育)の利用希望者も増加しています。

課題

- 多様化する子育て支援への対応
- 待機児童への対応
- 子どもの家(学童保育)利用の増加への対応

目標とすべきまちの姿

子ども会館や子育て支援センター^{※1}などの子育て支援施設の充実により、すべての子どもたちが健やかでのびのびと成長できる環境が整っています。また、保育施設の整備が進み、待機児童数が減少しているとともに、子どもの家(学童保育)の利用者数の増加に対応した施設の整備が図られています。

主な取組

鎌倉市公共施設再編計画基本方針を踏まえて以下の取組を行います。

① 子ども会館・子育て支援センターの整備

遊びを通して相互の交流が図られ、社会性が身につけられるよう、子ども会館を整備し、充実を図るとともに、親子で気軽に集い、うち解けた雰囲気の中でくつろげる子育て支援センターを整備し、充実を図ります。

② 待機児童対策施設の整備

幼稚園と保育園の長所を生かした認定こども園の設置など、保護者の多様なニーズに応じた施設整備を進め、待機児童の減少を進めます。

③ 子どもの家(学童保育)施設の整備

子どもの家(学童保育)の需要の増加に対応するため、施設の整備、充実を図ります。



深沢子育て支援センター

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市次世代育成きらきらプラン

(仮称) 鎌倉市子ども・子育て支援事業計画

鎌倉市立保育園の民営化計画

※1 「子育て支援センター」…子育て親子が気軽に集い、相互に交流することのできる場を提供し、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの支援などの取組を行うもの。

安全・安心で開かれた学校づくり

～家庭・学校・地域が連携して、児童生徒が安心して学び生活ができ、安全で開かれた学校づくりを進めます～

施策を取り巻く状況

現状

学校は、必要な学力や体力、道徳性等を確実に育成する教育を行うため、児童生徒の知・徳・体にわたるバランスのとれた成長をめざし、家庭や地域との適切な役割分担を図りながら、活気ある教育活動を展開しています。

「総合的な学習の時間」における外部講師や「外国語活動」における小学校英語サポーターなど、地域力を活用した学校づくりが進められています。

大きな災害や学校内外で子どもに関わる事件等が全国各地で発生しています。児童生徒が安全な学校や地域環境で安心して学べるように、学校のみでなく、家庭と地域との連携のもとで取り組むことが重要とされています。

課題

- 組織的・計画的な教育活動の充実
- 学校情報の発信の充実と家庭・地域との情報共有の推進
- 家庭・学校・地域が一体となった防犯・防災体制の推進

目標とすべきまちの姿

児童生徒が教職員や友人との信頼関係を築き、楽しく活気ある学校生活を送っています。家庭や地域社会が学校教育に求めるだけでなく、それぞれ本来の役割を担い児童生徒の育成を図っています。

また、学校・家庭・地域が協力して、すべての児童生徒が安心して過ごせる安全な学校づくりへの取組が進んでいます。

主な取組

① 連続した児童指導・生徒指導体制の充実

各中学校区で、「目指す子ども像」を共有し、9年間を見通した小・中学校が連携した教育を推進し、教科等指導のみならず、生活面での育ちの場面で共通認識のもと、取組を進めます。

② 家庭・地域との連携・協力体制の充実

学校情報の発信の充実が図られ、家庭や地域と相互の情報を一層共有し、「地域に開かれた学校」づくりを、家庭・地域・学校評議員等の理解・協力・支援を受け、推進します。また、「地域とともに歩む」学校づくりを進めます。

③ 防犯・防災・安全教育の推進・充実

各種災害の避難訓練、侵入者対応訓練、交通安全教室等を通して、「自分の身は自分で守る」ことができる児童生徒を育成します。家庭・地域・関係機関との連携をより図ります。



御成小学校における警備員の配置

この施策を具体的に推進する個別計画

かまくら教育プラン

施策の方針 ②

教育内容・教育環境の充実

～教育内容を充実させ、児童生徒に学習の基礎・基本の確実な定着を図るとともに、児童生徒の豊かな人間性や健やかな心と体を育みます～

施策を取り巻く状況

現状

文部科学省の「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」のいわゆる「生きる力」を育むため、学習指導要領においては、知識・技能の習得だけではなく、課題をみつけ、その解決法を見出す力を育むという方針が示されています。そのため、「覚える学力」から「考える学力」をつけるために、基礎・基本の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上への取組が進められています。

現代の子どもたちは、運動の大切さや体力の維持・向上への関心が薄くなっているといわれています。また、児童生徒に規則正しい生活習慣を身に付けさせ、心と体を健やかに育成することが必要です。

大量退職・大量採用に伴う経験の浅い教員の急増、いじめ・不登校等の問題が全国的教育現場で顕在化しています。

本市においては、従来から少人数教育^{※1}を推進してきましたが、義務教育標準法の改正により、小学校1年生の学級人数の上限が引き下げられるなど、少人数教育を推進する方針が示されました。

文部科学省からの通知(平成19(2007)年4月1日)「特別支援教育の推進について」により、特別支援教育^{※2}が法的に位置づけられました。本市では、特別支援教育の基本的な考え方を平成23(2011)年度にまとめ、推進しています。

課題

- 組織的・計画的な授業づくりの充実
- 教職員の実践的指導力の向上
- 個性に応じた教育内容・指導・支援体制の充実
- 歴史的遺産や文化・芸術にふれる学習の推進
- 児童生徒の問題行動に係る背景の複雑化への対応
- 少人数学級の推進と少人数指導のさらなる充実
- いじめ、不登校等問題の解決に向けた相談・支援事業の推進
- 特別支援教育の充実
- 教職員の指導力等向上のための研修等の充実
- 変化する国際情勢に対応できる子どもたちの育成

※1【少人数教育】…少人数指導:学級を一つの大きな集団から複数の小集団に分け、それぞれの集団の中でより個に応じたきめ細かな指導ができる「少人数の指導」に取り組んでいる。少人数学級編制:平成19年度に小学校1年生、平成20年度には小学校1・2学年で、小学校市費負担非常勤講師を配置して1学級35人以下の少人数学級編制を実施してきた。平成23年度からは小学校1年生について国の標準学級編制が35人となったため、小学校2年生で実施し、学習面及び生活面のきめ細かな指導の推進・充実を図っている。

※2【特別支援教育】…これまでの障害児教育に加え、障害の有無に関わらずさまざまな課題を抱えた児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導や必要な支援を行う教育。これまでの障害児教育では、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、弱視、難聴学級在籍や言語・難聴通級指導教室などに通う児童生徒を対象としてきたが、特別支援教育では、通常学級に通うLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症、アスペルガー症候群等の児童生徒及び心因性の背景を持つ不登校、集団への不適応、対人関係の取りにくさなどから、自らの力で解決することが困難な課題を抱える児童生徒に対して必要な支援を行うもの。

目標とすべきまちの姿

教育機関の連携、教職員の研修等の取組により、教育内容の充実が図られています。また、指導方法の研究が進むとともに、少人数学級が実現され、確かな学力の定着と家庭学習の習慣化、学習意欲の向上が図られています。

すべての児童生徒が就学している状況にあり、児童生徒の支援・相談体制の充実、食育^{※3}の推進により、いじめや不登校などの問題も少なくなり、多様な状況にある児童生徒の心身は、健康な状態が保たれています。また、障害の有無に関わらず、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにあった教育環境で、個に応じた教育が行われています。

主な取組

① 教育内容の充実

児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、教職員の指導力の向上を図りつつ、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を進めます。また、自然環境と歴史的遺産に恵まれた学習環境のもとで、自ら学び、考える力を育成するとともに、自主性や社会性を身に付けることができるよう、各学校が創意工夫を生かした多様な教育活動を展開します。

さらには、国際的な視野を広げるための教育を展開することで、国際社会の一員として、幅広い分野で活躍できる子どもたちの育成を進めます。

児童生徒が他人を思いやる心や社会性等を身に付けることができるよう、総合的な学習の時間や特別活動等の中でボランティア活動を行うとともに、道德教育の充実に努めます。

② 就学援助の実施

経済的な理由により就学が困難とならないように、引き続き就学援助を行います。

③ 児童・生徒指導の充実

社会性・規範意識を高め、豊かな心と社会の一員としての自覚を持てるよう、小・中学校及び各機関との連携のもと、きめ細かな児童・生徒指導を進めます。教育相談の機能の充実、スクールソーシャルワーカー^{※4}の配置による問題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築などの支援・対応、不登校児童生徒への教育的支援をさらに充実させます。

また、学校・教育委員会・家庭・地域・本市の連携体制を築き、経済的な問題による就学困難者への支援、不登校児童生徒への教育的支援、いじめ問題への対応などにあたります。

④ 学校における食育の推進

家庭と連携を図り、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身に付けさせるため、食育に関する指導の充実を図ります。

また、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、地場産物の活用や米飯給食の充実に努めます。

⑤ 特別支援教育の充実

家庭・学校・地域・医療・福祉等の関係機関が協力し、障害の有無に関わらず、地域のなかで共に育つことを喜び合える環境づくりをめざします。

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、個に応じた教育が行えるよう、公立小・中学校全校に特別支援学級を設置することや、支援の専門家の派遣、人的支援の拡充等、特別支援教育充実に向けた取組を進めます。

※3 **【食育】**…生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識や望ましい食習慣と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

※4 **【スクールソーシャルワーカー】**…教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人。

学校施設の整備

～児童生徒が健康で安全な学校生活をおくる場としての整備を進めます～

施策を取り巻く状況

現状

鎌倉市立小・中学校全25校のうち、大船中学校を除いた24校の校舎・体育館については、平成22(2010)年度をもって耐震化が図られています。なお、大船中学校については、平成27(2015)年度中の竣工をめざして改築事業を進めています。

学校施設の改築又は延命化、非構造部材(天井材等内外装材及び照明器具等附帯設備)の耐震対策、トイレ及び給食室のリニューアル、ユニバーサルデザイン^{※1}化、エコスクール^{※2}の推進、少人数学級編成、特別支援学級の全校設置など、施設の老朽状況、新たな視点・教育方針又は関係諸法令に対応した整備が求められています。

課題

- 耐用年数を超過し、老朽化が進行する学校施設の改築又は大規模改修
- 新たな視点・教育方針又は関係諸法令に対応するために必要な整備

目標とすべきまちの姿

平成22(2010)年度をもって既に完了している学校施設(校舎・体育館)の構造体の耐震補強に加えて、非構造部材の落下防止等耐震対策が講じられているため、児童生徒が安全かつ安心に学習できる環境が整備されています。

また、トイレ等衛生設備の整備など、健全な学習環境の構築に資する取組が進められています。一部の学校においては、エコスクールの推進に向けて、太陽光発電設備又はLED等次世代型照明器具が導入されています。

主な取組

① 学校施設の整備

- (1) 耐用年数を超過し、老朽化の進行する学校施設について、改築事業との整合性を考慮しながら大規模改修による延命化を図ります。なお、大規模改修による延命化を図ることが困難な学校施設については、鎌倉市公共施設再編計画基本方針との整合性を考慮しながら、改築事業の実施について検討します。
- (2) 健康で安全な学習環境を構築するため、非構造部材の耐震対策、明るく清潔感のある快適な衛生設備の整備を図るとともに、普通・特別教室への冷房設備設置について検討します。



鎌倉市立第二中学校改築工事



鎌倉市立関谷小学校の耐震改修工事

施策の方針 ①

青少年の育成・支援

～地域の担い手となる青少年を育成します～

施策を取り巻く状況

現状

終身雇用制の崩壊と非正規雇用の増加、不登校や高校中退者、ひきこもりの数の高止まり、学校や職場のどこにも所属できない若者の増加など、青少年が抱える課題から、青少年を取り巻く社会のあり方が問われています。

関係機関と一体となって教育相談を実施し、非行防止に努めています。

平成21(2009)年に子ども・若者育成支援推進法が制定されたことを受け、本市では、平成23(2011)年8月に鎌倉市子ども・若者育成プランを策定しました。このプランでは、青少年が大人へと成長するための特に重要な取組として、青少年の居場所づくり、支援体制の充実、子ども・若者による社会参画の推進を掲げています。

課題

- 家庭・学校・地域・行政が一体となった取組の推進
- 家庭における教育機能の強化
- 青少年の居場所づくり
- 相談・支援体制の充実
- 社会参画の推進

目標とすべきまちの姿

青少年が夢や希望をもってさまざまなことに挑戦し、多くの人の支えや関わりの中で、地域を支えられるような大人に成長するための環境が整備されています。

青少年会館を拠点として定期的に講座が開催され、そのなかでさまざまな世代の交流が活発に行われています。

主な取組

① 青少年活動の推進

- (1) 各種講座の開催を通して学ぶ機会を提供し、あわせて、子どもだけでなく、保護者相互などの世代間交流ができる場づくりに努めます。
- (2) 青少年育成団体やその指導者を育成・支援することにより、地域で青少年を育成する風土を醸成します。
- (3) 各種講座などさまざまな機会を捉えて、幼少期の親子の関わり大切さを伝えるほか、家庭における教育機能を充実するため、さまざまな調査・検討を行います。

② 青少年の居場所づくりの推進

青少年会館など公共施設をはじめ、さまざまな資源を活用して、青少年が楽しみながら成長できる場を提供します。また、さまざまな講座を通して参加者同士の交流を促進し、青少年会館が青少年の居場所となるように有効活用します。

③ 相談・支援体制の充実

困難を抱える子ども・若者に対し、関係機関との連携による相談・支援を充実します。

④ 社会参画の推進

子ども・若者による社会参画を図るために有効な施策を検討するとともに、これまで行っている事業の充実を図ります。



子どもキャンプでの隠れ家作り

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市子ども・若者育成プラン

施策の方針 ①

多様な学習機会の提供と 学習成果の活用

～多様で充実した学習機会の提供と学習成果を生かすことのできる環境を整備します～

施策を取り巻く状況

現状

教育基本法の改正により、国民の一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会・場所において学習することができ、その成果を適切に生かせる生涯学習社会の実現を図るべきであることが規定されました。

自由時間の増大や生活・教育水準の向上、高齢社会の進行などに伴い、本市においても、市民の学習ニーズが多様化・高度化しています。

国際化、少子高齢社会、高度情報化、食育など現代社会が抱える多種多様な課題が顕在化し、これらに対する市民の関心が高まっています。

少子化や核家族化、都市化などにより、地域における地縁的な人間関係が希薄化するなかで、生涯学習の果たす役割の重要性がますます高まっています。

本市にあっては、人材や歴史的文化的資源が豊かであり、恵まれた自然と共に学習資源としての活用が求められています。

課題

- 多様化・高度化し増加する市民の生涯学習ニーズへの対応
- 豊富な人材や豊かな歴史的文化的資源の活用
- 現代的課題に対応した学習機会の提供
- 生涯学習を通じた市民の居場所づくり
- 市民参画の推進と、地域性を生かした学習交流の支援
- 学習成果の活用

目標とすべきまちの姿

大学や高等学校、地方公共団体、NPO法人など民間事業者を含む生涯学習関係団体との連携により、多様で効果的な学習プログラムが市民に提供され、すべての市民が、生涯のいつでも、等しく、自由に学習機会を選択して学ぶことができます。

また、その成果が適正に評価され、さまざまな形で生かすことのできる生涯学習社会が実現しています。

子どもから高齢者まで幅広い年代の方々が地域での学習に取り組み、そのなかで多様なコミュニティが形成され、地域が主体となって生涯学習を推進しています。

主な取組

① 多様な学習機会の提供と学習成果の活用

- (1) 市民の多様な学習ニーズに応じた、広い視野に立った多様で質の高い学習プログラムを展開するとともに、学んだ成果を生かすことのできる環境の整備に努めます。
- (2) 本市の持つ豊かな自然や歴史的文化的環境など、地域の特性を生かした学習機会の提供に努めるとともに、現代的課題についても学ぶことができる学習機会を充実します。
- (3) それぞれの地域での自主的な学習活動や、ボランティア活動を支援し、地域における市民の学習交流を促進します。

② 学習支援体制の整備・充実

市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、さまざまな分野の生涯学習指導者を活用するとともに、図書館、鎌倉国宝館などの本市の施設、大学などの高等教育機関、民間教育事業者、関係機関などと連携を図りながら、広範な学習情報の収集・提供や学習相談の充実など、総合的な学習支援体制の整備を行います。

③ 地域における学習交流機会の提供

地域の特色を生かしながら、子どもの居場所づくりなど、世代を超えて市民同士がふれあい、交流できる学習交流の機会を拡充します。



生涯学習フェスティバル



生涯学習講座

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市生涯学習プラン

施策の方針 ②

学習環境の整備・充実

～市民が主体的に学習できる場づくりを進めます～

施策を取り巻く状況

現状

高齢社会の進行、社会環境の変化に伴い、今後も市民の学習ニーズはますます高まると予測されます。

本市においては、人材や歴史・資料等が豊かであり、他市と比較しても学習資源が豊富にあるといえます。

情報技術の進展や社会的課題の変容に伴い、生涯学習施設に求められる役割(電子図書館構想など)も変化してきています。

課題

- 生涯学習施設の計画的な整備
- 市民の学習ニーズや社会環境の変化に対応した、生涯学習施設の整備

目標とすべきまちの姿

生涯学習センター、図書館など本市の生涯学習施設が充実し適正に整備され、利用しやすい魅力ある施設となっています。また、市民が自らの学習内容にあわせて、本市の生涯学習施設、関係機関、学校、民間施設などを効果的に活用することができるなど、学習の場が十分に確保されています。

毎年、多くの市民が生涯学習センターを利用し、自らの興味関心にそって自発的に学習する習慣が広がっています。

主な取組

① 生涯学習施設の連携・活用

すべての人の生涯学習を保障するため、生涯学習センターを核として、鎌倉国宝館などの本市が保有する生涯学習施設との連携に努めるとともに、関係機関や学校、民間施設の活用を図ります。

また、本市の財政状況、人口動態などの社会情勢や、市民ニーズ、施設の老朽化などを踏まえて、生涯学習施設全体の効率的、効果的な活用を図ります。

② 生涯学習センターの整備・充実

今後とも高まると想定される市民の学習ニーズに対応するため、鎌倉市公共施設再編計画基本方針を踏まえ、計画的に施設整備に努めるとともに、効率的な施設運営を図ります。

③ 図書館の整備・充実

次代を担う子どもたちから高齢者まで、すべての市民の知る権利を保障するため、資料の充実と情報提供機能の拡充を進めます。全国有数の歴史的遺産を継承するため、鎌倉に関する資料の収集と調査研究体制の充実を進めます。

電子図書館については、ニーズにあわせその導入を検討します。



鎌倉生涯学習センター



鎌倉中央図書館の様子

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市生涯学習プラン

第2次図書館サービス計画

第2次鎌倉市子ども読書活動推進計画

市民スポーツ・レクリエーションの推進

～市民のスポーツ実施率の向上を図ります～

施策を取り巻く状況

現状

近年、スポーツに対する考え方も大きく変化し、学校体育、競技スポーツにとどまらず、健康・体力づくり、レクリエーション、自然とのふれあい、市民間の交流など多彩に行われるとともに種類そのものも多様化しています。

平成23(2011)年8月、従来のスポーツ振興法を全面改正したスポーツ基本法が制定され、その基本理念で、国民のスポーツ権が保障されるとともに、地方公共団体については、スポーツ行事の実施と奨励など必要な施策を講じるよう努めることとされました。また、平成24(2012)年3月には、スポーツ基本法第9条の規定に基づき、スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国においてスポーツ基本計画が定められました。

本市においても国のスポーツ基本計画に基づき、より一層のスポーツの推進に計画的に取り組んでいくことが求められています。

課題

- 地域のスポーツ環境の整備
- 関係団体への指導・支援の充実や団体との連携強化
- スポーツへの参加の年齢層の偏り
- 豊かな自然(海・森林など)と歴史を活用したスポーツの啓発
- ライフステージに応じたスポーツ環境の整備
- スポーツにおける安全の確保
- 競技力向上に対する支援策の拡充

目標とすべきまちの姿

市民が今まで以上に身近にスポーツ活動に取り組めるようスポーツ環境の整備が進んでいます。

また、より一層のスポーツ行事の実施と奨励により、市民のスポーツに対するニーズやライフステージに応じたスポーツ活動が推進されることにより、市民のスポーツ実施率が向上し、スポーツ活動が充足されています。

主な取組

① 市民スポーツ・レクリエーションの推進

すべての市民が身近なところで、気軽に参加でき、また自ら主体的にスポーツ・レクリエーションが行えるよう、場の提供や指導、情報提供を行います。

② 自然のなかで行うスポーツ・レクリエーションの推進

鎌倉のもつ豊かな自然(海・森林など)とふれあいながら行うスポーツ・レクリエーションの普及・推進を図るため、野外活動の普及・奨励に努めます。

③ 市民のライフステージに応じたスポーツ環境の整備

幼児から高齢者までを対象とした体力・健康づくり教室や運動・体力相談事業などのイベントや教室を開催し、すべての市民が自ら生涯スポーツが継続できるよう、気軽に楽しめる環境の整備を行います。

④ 競技スポーツの活性化

鎌倉ゆかりのトップアスリートとの交流会や教室を開催し、幼少期から競技スポーツのきっかけづくりを支援します。



材木座海岸子ども教室「砂浜でかけっ子」

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市スポーツ振興基本計画

施策の方針 ②

スポーツ施設の整備

～スポーツ施設の整備を進めます～

施策を取り巻く状況

現状

本市のスポーツ施設の設置数は、同規模の地方公共団体と比較すると不足しています。

十分な規模を有するスポーツ施設がないため、市民大会を開催する場合などにおいて、その運営に苦慮しています。

こもれび山崎温水プールは、本市で初めてPFI※¹を活用した施設として平成17(2005)年2月に供用開始して以来、民間事業者のノウハウを活用したプログラムの提供や計画的な施設修繕等により市民サービスの向上に努めています。

鎌倉体育館、大船体育館、鎌倉武道館及び見田記念体育館については、平成20(2008)年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者による適切な施設管理や各種スポーツ教室の実施等により市民サービスの向上に努めています。

課題

- スポーツ施設の整備
- 既存施設の機能の充実

※1 「PFI」…民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであり、JRやNTTのような民営化とは違う。正式名称を、Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、頭文字をとってPFIと呼ばれている。

目標とすべきまちの姿

市民ニーズの高いスポーツ施設が整備され、民間のノウハウも生かした幅広い施設運営により、市民のスポーツ活動が充足されています。

主な取組

① 競技スポーツのための施設の整備

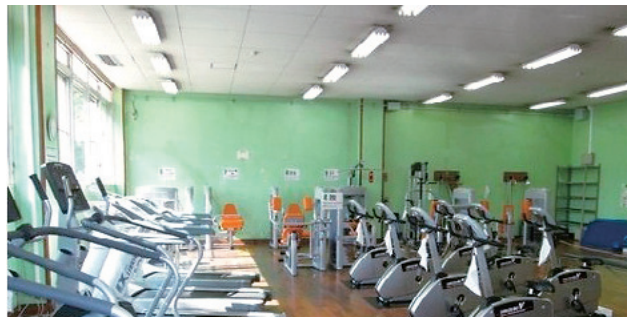
競技スポーツの推進を図るため、公式競技の開催が可能な施設の整備の実現に努めます。また、整備にあたっては、PFI等民間活力の導入や、施設の複合化等について検討します。

② 既存のスポーツ施設の機能の充実

既存のスポーツ施設をより利用しやすくするため、鎌倉市公共施設再編計画基本方針を踏まえ、施設の改修や設備の導入又は更新を検討します。

③ 市民スポーツのための施設の整備

民間施設の借用・県や他市町との広域利用も含め、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境を整備します。



鎌倉体育館（左）競技室（右）トレーニングルーム